

の認可を申請することができる(同法施行規則第9条)。免許には工事施行の認可申請期限がつけられる(同法第12条第2項)。免許を受けたものは、この期限までに実施設計(同法第13条第1項)を作成し、監督官庁に提出しなければ免許を失効することになる(同法第19条第1項第1号)。ただし天災事変その他やむを得ない事由のある場合にきり、この期限の伸長を申請することができる(同法第14条)。

地方鉄道として免許出願すべきか、軌道として特許出願すべきかという点については、現在のところ明りょうでないものがあるが、原則としては道路上に敷設するものは軌道法によるがよく、専用敷地に敷設するときは地方鉄道法によるべきである。なお鉄道の敷設が一部道路を使用する場合も、道路占用については別途主務大臣(この場合は建設大臣)の許可を必要とする(同法第4条)。ただし道路との交差等の工事関係は、免許を受けたのち、工事施行までに、所管行政庁の許可を受ければよい(同法第16条)。——軌道の特許。地方鉄道。(福田四郎)

### ちほうてつどうほう 地方鉄道法

1 沿革 地方鉄道に対する監督法規の基本として大正8・4・10法律第52号で制定公布され、大正10・8・15から施行された。

明治の初期においては、民間で敷設経営する鉄道に対する監督法規がなく、免許に際して個別に命令書を交付し、この命令書には現在の地方鉄道法に規定しているような条項について細かな命令をしていたが、次第に民営鉄道の出願が増加してきたので、一般法規を制定する必要にせまられ明治20・5・18勅令第12号で私設鉄道条例が制定された。この条例は41箇条から成り、出願の手續・建設および営業の監督等に関する規定を設けたが、その内容に不備な点があり、かつその後制定された商法の規定との調和を欠き、不適当となってきたので明治33年に廃止され、同年6月法律第64号で私設鉄道法が制定公布され、同年10・1から施行された。

この法律は民営鉄道の最盛期に制定されたので、国内幹線となるような大規模の私設鉄道を対象として起業者の資格、線路の構造、運輸等に関する規定を制定したため、小規模な企業者に対しては厳重過ぎる嫌いがあった。明治39年に至り鉄道国有法が制定施行され、主要な17の私設鉄道が政府に買収されたため、小規模の業者だけが私設鉄道法の適用を受けることとなり、厳格な規定が民営鉄道の発達を妨げるような結果になってきた。そこで小規模民営鉄道の敷設を促進する必要から、私設鉄道法とはべつに新たに明治43・4・20法律第57号で軽便鉄道法が公布され、同年8・3から施行された。

軽便鉄道法は全部で7箇条に過ぎない簡単なもので、私設鉄道法による私設鉄道のほかに、監督を比較的緩和した、設備の簡単な軽便鉄道を認めたものである。その後鉄道の出願は同法によるものが増加したが、一方これまで私設鉄道法の適用を受けていた私設鉄道は、軽便鉄道法にもとづき主務大臣から同法によるべきものと指定され、私設鉄道法によるものは皆無となり、同法はまったく空文化するにいたった。そこで同法の趣旨をもとり入れ私設鉄道法の全面的改正の目的をもって大正8年地方鉄道法が制定され同時に私設鉄道法および軽便鉄道法は廃止された。

地方鉄道法は地方鉄道に対する監督法規として、地方鉄道業者を対象として制定されたもので、鉄道運送の安全を確保し、民法および商法に対する特則を定め、鉄道業者、鉄道係員、旅客、荷主および一般公衆を対象として制定されている鉄道営業法とともに、地方鉄道を律する基本法たる性格を有する。制定

以来今日まで6回にわたって改正されているが、最近の改正には商法改正に伴うもの、地方鉄道軌道整備法(昭和28年法律第169号)制定に伴うもの等がある。

### 2 内容

(1) 適用範囲 この法律は道府県その他の公共団体または私人が、公衆の用に供するため敷設する地方鉄道に適用されるが、同時に地方鉄道業者が公衆の用に供さない線、たとえば工場への引込線、車庫線等を敷設する場合も適用される。広義の地方鉄道ともいうべき専用鉄道および索道については、べつに運輸省令でそれぞれ専用鉄道規程および索道規則が定められている(第1条)。

(2) 地方鉄道の要件 動力としては人力または馬力その他これに類するものは禁止され、軌間(ゲージ)は1.067mの国鉄と同じものを原則とし、特別の場合には1.435mまたは762mmが認められているが、特殊の地方鉄道(鋼索鉄道、懸垂鉄道等)にはこの制限は適用されない。道路上に敷設することは原則として禁止され、主務大臣の許可を受けたときのみ例外が認められている(第2-4条)。

(3) 担保に供することの制限 鉄道およびその付属物件は鉄道抵当法(明治38年法律第53号)の規定によってのみ担保に供することができる(第8条)。

(4) 事業の免許 地方鉄道業を営もうとする者は、起業目論見書、線路予測図、建設費概算書および運送営業上の収支概算書を運輸大臣に提出して免許を受けることを要する(第12条)。

(5) 工事施行の認可 免許を受けた者は線路実測図、工事方法書、建設費予算書および定款ならびに会社の設立登記簿本(会社の発起人の場合にかぎる)を提出して運輸大臣の工事施行認可を受けることを要し、これによって線路の起終点・経過地等が確定し、施設・車両等の設計が定まる(第13条)。

(6) 運輸の開始 地方鉄道業者は、所管陸運局長の認可を受けてはじめて運輸を開始することができる(第20条)。

(7) 運賃および料金の制定 地方鉄道業者は、旅客および荷物の運賃その他運輸に関する料金(たとえば急行料金、駅の入場料金、1時預料金等)を定めて運輸大臣の認可を受けることを要する(第21条)。

(8) 運転速度および度数の制定 地方鉄道業者は、旅客列車および混合列車の運転速度および度数を定めて、所管陸運局長の認可を受けることを要する(第22条)。

(9) 合併・譲渡等の制限 地方鉄道会社の合併、事業の譲渡、営業管理の受委託、運輸営業の休業等は、運輸大臣の許認可を受けることを要する(第8・18・26・27条)。

(10) 監査 監督官庁(運輸大臣)は、監査員を派遣して鉄道の工事、運輸保線の状態、会計および財産の実況を監査させることができ、その結果法令違反または不適当なものがあるときは、改築または改善を命ずることができる(第23条)。

(11) 政府による買収 政府が公益上の理由によって地方鉄道の全部または一部を買収しようとするときは、地方鉄道業者は拒むことができない(第30条)。

(12) 罰則 行政罰としては、法令違反等に対し取締役その他の役員の解任、免許の取消等があり、刑罰としては、無免許営業等に対し罰金を課する旨の規定が設けられている(第37条および第38条)。

(13) 本法から発する命令 地方鉄道法にもとづいて制定されている命令には、つぎのものがある。地方鉄道法施行規則(大正8年閣令第10号)。地方鉄道法第4条但書ニ依ル線路敷設ノ許可手續(明治43年内務省令第27号)。地方鉄道業会計規則(昭